



佛通寺の紅葉

第5章 重点的な取組

【第5章の内容】

この章では、基本施策を踏まえ、個別施策の中から優先かつ先導的に実施すべき取組を示しています。

第1節 重点的な取組の設定

第2節 重点的な取組の内容

第5章 重点的な取組

第1節 重点的な取組の設定

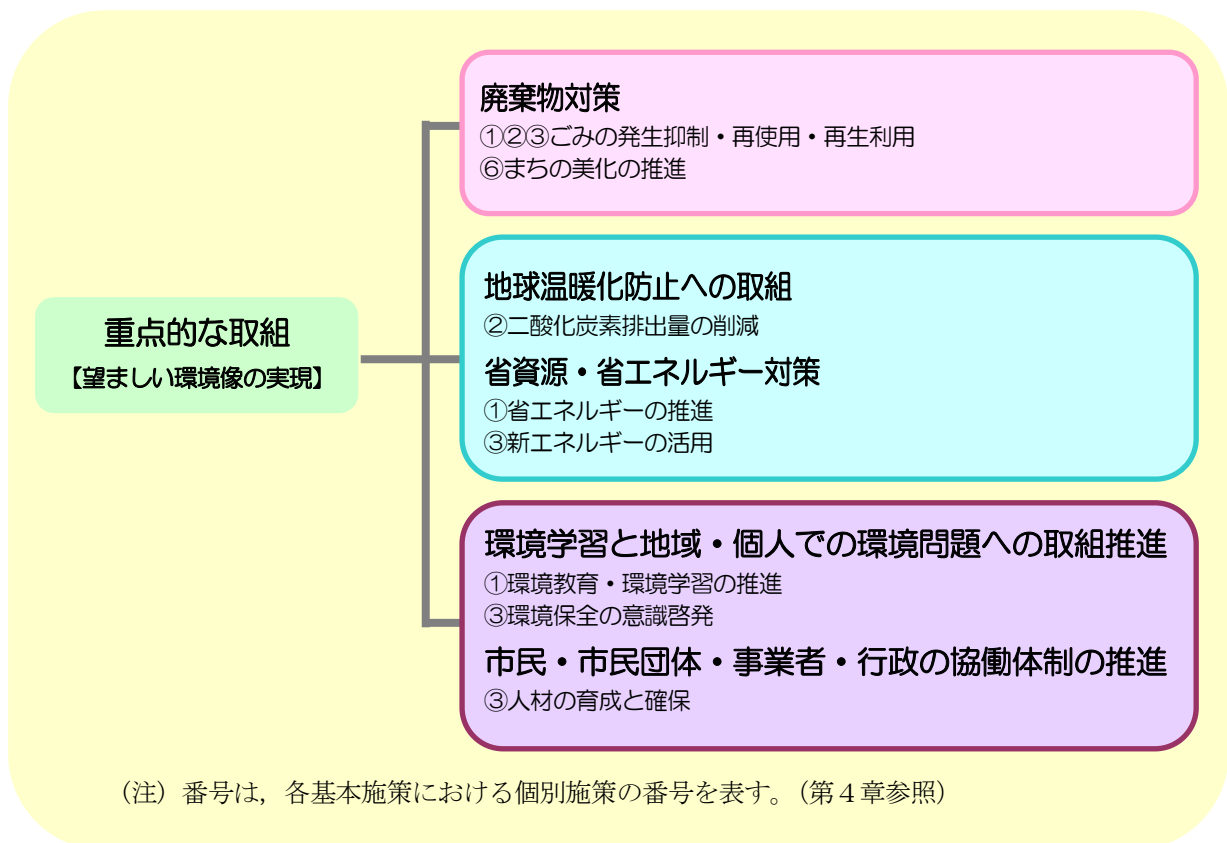
重点的な取組とは、市民の関心が高く、優先かつ先導的に取り組むべき項目です。このため、早急に対応し、確実に実施していく必要があります。

重点的な取組の考え方は次のとおりです。

- ◆市民、市民団体、事業者の関心が高いもの
- ◆各主体が協働で取り組む必要があるもの
- ◆実現すれば、波及効果が大きいもの

第2節 重点的な取組の内容

本計画で取り組む環境の範囲は、広範囲であり、取組を実施する主体、関連機関・団体も多岐にわたります。望ましい環境像を実現するため、アンケート調査やヒアリング調査などの市民、市民団体、事業者の意見を踏まえ、関心が高く、各主体が協働で取り組めるものを重点的な取組と設定します。



1 廃棄物対策

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会です。リデュース、リユース、リサイクルの3Rが機能することによって、経済社会の中で資源の循環を実現することができます。

市民・事業者の意見

- 地域等で実施する集団回収の利用率は高く、利用していないと答えた回答者についても小売店が実施する店頭回収を利用しております。（アンケート調査）。
- マイバッグ運動によるごみの発生抑制や、資源回収への協力は多くの人が取り組んでいますが、エコマーク商品等の利用や生ごみの堆肥化の自家処理などを取り組む人は少ない状況です（アンケート調査）。
- 「きれいな三原まちづくり条例」を制定しましたが、条例の認知度は低く、ポイ捨てが減ったと感じている人の割合は、3割に留まっています（アンケート調査）。

（1）ごみの発生抑制・再使用・再生利用

◆一般廃棄物処理基本計画の実施

本市は、「廃棄物処理法」に基づき、環境への負荷が低減され、持続的に発展する循環型社会の実現に向けて、平成19(2007)年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この基本計画を確実に実践するとともに、各町内会の生活環境委員などと協力し、ごみの減量化に努めます。

市民・事業者及び行政（三原市）の取組は次のとおりです。

市民・事業者の取組

- 不用、不急の商品を買い控える
- 過剰包装をさけることで、家庭・事業所に入るごみの量を削減する
- 町内会や自治会、子ども会など地域の団体による古紙等資源集団回収に積極的に参加・協力する
- 資源の店頭回収に積極的に参加・協力する
- 事業所における紙ごみ・生ごみ等の資源リサイクルや組織的回収に協力する
- 自家処理可能なものは、堆肥化*などの自家処理を行う
- マイバッグ持参運動に協力する
- グリーンマーク*・エコマーク*等の地球にやさしい商品を利用する など

行政（三原市）の取組

○ごみ減量を推進する体制づくり

- ・啓発事業の実施
- ・情報の発信
- ・コスト分析に基づく適正な負担
- ・排出抑制のための制度助成
- ・事業所ごみに対する徹底指導
- ・電動式生ごみ処理機器の設置・利用推進

○生産・消費・廃棄システムの改革

- ・店頭回収システムの強化
- ・包装の簡易化を推進
- ・ごみを出さない活動の推進
- ・排出抑制のための制度助成
- ・分別収集による資源化
- ・古紙等集団回収の推進
- ・ストックヤードの利用推進

○排出抑制に関する取組状況の評価と見直し

(2) まちの美化の推進

◆きれいな三原まちづくり条例の制定

道路や公園に空き缶やたばこの吸い殻などのごみが捨てられたり、犬のふんが放置され、まちの美観が損なわれている場所がみられます。

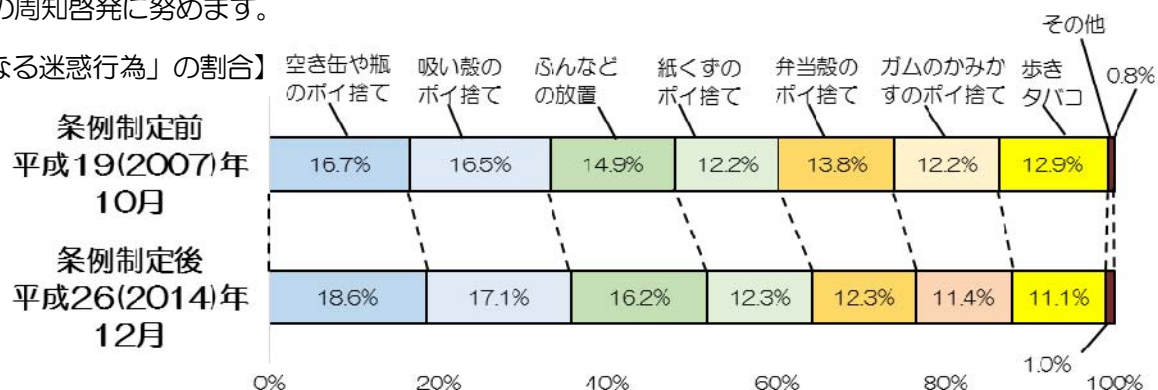
三原市は、市民、市民団体、所有者等及び事業者との協働で、地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくりを推進し、市の良好な環境の保全に資することを目的とした「きれいな三原まちづくり条例」を平成23(2011)年10月に施行しました。

この条例ではそれぞれの立場による責務が定められており、また、市内全域での空き缶や吸い殻などのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などを禁止しています。また、これらの禁止行為を重点的に防止する環境美化重点区域、指定場所以外での喫煙を禁止した喫煙制限区域を指定し、違反行為には罰則が設けられています。

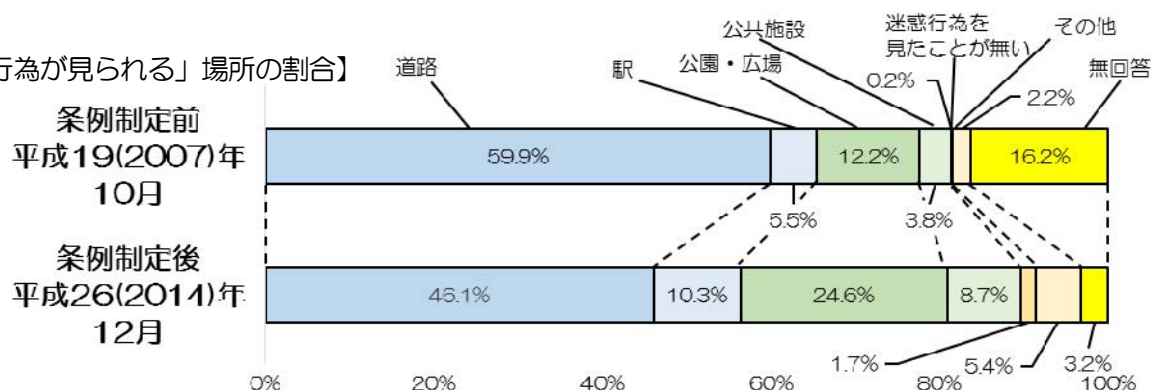
条例の制定後も、迷惑行為については、道路や公園・広場において、空き缶や瓶、吸い殻のポイ捨てについて気になるという指摘が多いことから、引き続き条例の周知啓発に努めます。



【「気になる迷惑行為」の割合】



【「迷惑行為が見られる」場所の割合】



市の取り組み

■巡視パトロール

放送車による条例の周知・啓発と、禁止行為防止の呼びかけを実施。また、毎月2回環境美化重点区域30ヶ所の定点調査を行いながら、指定喫煙場所以外での喫煙者に注意と指導を行っています。条例制定後の迷惑行為が減ったと感じている人の割合はまだ低く、条例の認知度は低いことから、取り組みを継続し、周知・啓発を図ります。

■表彰制度の活用

地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくりに取り組んでいる個人、団体、事業者及び学校等に対し、その功績を称え「きれいな三原まちづくり表彰」を実施しています。きれいなまちづくりの一層の推進に資するため、表彰制度の有効活用に努めます。

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

近年、異常気象の多発や真夏日の増加など地球温暖化の影響が感じられることが多くなっています。地球温暖化に対応するためには、行政（三原市）だけでなく、市民、市民団体、事業者も生活スタイルや事業活動を見直し、二酸化炭素の削減に努める必要があります。

また、無駄な電力使用量を減らすなど省エネルギーの推進に取り組む必要があります。

市民・事業者の意見

- 人のいない部屋の照明のこまめな消灯、冷蔵庫の扉の開閉時間の短縮、マイバッグ持参などに取り組んでいる人の割合は多い状況です（アンケート調査）。
- 公共交通機関の利用、ノーマイカーデー運動の参加といった自動車の利用自粛や、低公害車、太陽光発電システムの導入といった高い費用が必要なものに取り組んでいる人の割合は少ない状況です（アンケート調査）。

（１）二酸化炭素排出量の削減

◆地球温暖化対策地域推進計画の検討

本市全体の温室効果ガスの排出抑制など、地球温暖化対策を市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が取り組み、地域全体で推進する「地球温暖化対策地域推進計画」の策定に努めます。

地域推進計画の内容

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 地域推進計画策定の背景 | 4 計画目標の設定 |
| 2 温室効果ガス排出量の現状推計 | 5 計画推進体制の立案 |
| 3 温室効果ガス排出抑制対策・施策の立案 | |

①地球温暖化対策実行計画の実施

本市は、「地球温暖化対策推進法」に基づき、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けて、平成 19(2007)年3月に、本庁舎や支所、その他公共施設などを対象とした「三原市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 24(2012)年3月に見直しを行いました。この実行計画を確実に実践し、削減目標の達成に努めます。

三原市役所地球温暖化対策実行計画の目標と取組概要

項目	削減目標	取組概要
二酸化炭素の総排出量	平成 28(2016)年 6,768,004kg-CO ₂ ※平成 22(2010)年度実績 (7,124,216kg-CO ₂) 削減率 5%以上	職員の取組 施設管理上の取組 【省エネルギーの推進】 ・電気使用量の削減 ・燃料使用量の削減 【省資源の推進】 ・用紙類使用量の削減 ・水道使用量の削減 【廃棄物の削減とリサイクルの推進】 ・ごみの削減 ・用紙類のリサイクル

②環境にやさしい自動車の利用

二酸化炭素の排出の要因である自動車について、その利用や運転方法を市民、市民団体、事業者に対して、できるだけ二酸化炭素の排出が少なくなるように啓発します。

③地球温暖化対策地域協議会の推進

地球温暖化対策地域協議会は、民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民、事業者、行政の各主体が連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制などの必要な措置を協議し、具体的に対策を実践することを目的としたものです。

環境省では、この地域協議会の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の活動内容などの情報をインターネットなどで一般に公表することにより、地域協議会同士の情報交換や市民への情報収集・提供を推進しています。

本市では、平成14(2002)年10月1日に「大和町地球温暖化対策地域協議会」、平成21(2009)年3月6日に「くい環境会議」、平成23(2011)年3月9日に「かんきょう会議浮城」が設立され、地球温暖化防止に向けた活動が行われています。今後も、このような地球温暖化対策地域協議会の活動の推進を図ります。なお、各地域協議会の活動内容は次のとおりです。

各地域協議会の主な活動

■大和町地球温暖化対策地域協議会

・雨龍ちゃん（オリジナル雨水タンク）普及活動

平成18(2006)年度から、オリジナル雨水タンク「雨龍ちゃん」を製作し、イベント等で実演販売するなど、普及活動を実施。脱温暖化意識を向上するとともに、雨水利用の可能性についてPR

■くい環境会議

・エコライフ推進活動

エコライフ研修会として、鍋帽子を使ったエコクッキングを実演し、参加者に実際に味わってもらい、省エネ意識を啓発する活動を継続して実施

・「久井！さわやか高原祭り」への出展

地元の祭りに継続的に参加。久井の水辺に住む生き物の実物展示などを通して、自然に親しんでもらうとともに、パネル展示や太陽熱を利用した調理器具などの実験を通じて、自然エネルギーや環境問題に対する関心を広める活動を実施

■かんきょう会議浮城

・生ごみの堆肥化

「生ごみ」は「ごみ」ではなく、命が循環しているものだとして認識し、食生活を見直してもらうことを狙いとして、保育所で園児たちと一緒に、EM菌を使って給食の切りくずなどの生ごみを堆肥化する取り組みを実施

・省エネ・創エネに向けた取り組み

「手づくり太陽光発電パネルワークショップ」を平成23(2011)年度は市民、平成24(2012)年度は高校生を対象に実施。暮らしに活かす知恵・技術を伝えるため、講座を継続して実施

（２）省エネルギーの推進

◆省エネルギーの意識啓発

省エネルギー対策の最大の基盤は、家庭にあるため、広報やホームページを通じて、家庭への普及・啓発活動を積極的に進めます。また、事業者に対しても計画的な省エネルギーの実施を促します。

さらに、省エネルギーに対する意識や関心を高めるため、学校教育の中でも省エネルギーに関する環境教育を実施します。

◆省エネルギー製品の購入推進

家電製品等の購入の際の目安となる「省エネルギーラベリング制度」や省エネルギーに関する情報を提供し、市民、事業者に協力を呼びかけます。

省エネルギーラベリング制度とは、平成 12(2000)年 8 月に JIS 規格によって導入された表示制度で、家庭で使用される製品を中心に国のエネルギー基準を達成しているかどうかラベルに表示するものです。

平成 25(2013)年 1 1 月現在でエアコン、電気冷蔵庫など 28 品目が対象です。また、エアコン、電気冷蔵庫、テレビ、電気便座、照明器具（蛍光灯器具のうち家庭用に限る）においては、省エネラベリング制度と年間の目安電気料金を組み合わせた「統一省エネラベル」による表示を定めています。



統一省エネラベル

〔資料：（財）省エネルギーセンターホームページ〕

◆家庭でできる省エネ対策の推進

限りある資源を有効に活用し、循環型社会を形成するため、私たちの生活を見直し、省エネ対策を実施する必要があります。家庭でできるところから取り組むように市民に協力を呼びかけます。

■冷暖房の温度設定に気をつける

冷房機器は室温 28℃、暖房機器は室温 20℃を目途に設定します。また、カーテンを利用して太陽光を調整したり、衣服を工夫することが大切です。

■家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を減らす

家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も照明も余計に必要になります。家族団らんの時間を増やし、空いた部屋の暖房や照明は切るようにします。

■テレビ番組を選び、1日のテレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにします。また、テレビをつけっぱなしで他の用事をしないようにします。

■消費電力・待機電力を削減する

長時間使わない家電製品は、コンセントプラグを抜きます。また、家電製品の買い換えの際は、省エネルギータイプのものや、待機電力が少ないものを選びます。

**■冷蔵庫の温度調整を行い、扉の開閉を減らす**

冷蔵庫の庫内は季節によって、温度調整を行い、ものを詰め込みすぎないように整理・整頓します。また、扉は開閉を少なくし、空けている時間を短くするようにします。

**■お風呂は間隔をあけずに入る**

お風呂は間隔をあけずに入るようにして、追い焚きをしないようにします。

■シャワーの利用を家族全員が減らす

身体を洗っている間、シャワーのお湯を流しっぱなしにしないようにします。

■風呂の残り湯を洗濯などに使う

洗濯や庭の水やりのほか、トイレにも使います。残り湯の利用は、市販されているポンプを使います。

■温水洗浄便座の温度調節を行い、ふたを開ける時間を減らす

温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにします。

■アイドリングストップの実施

アイドリングはできる限りしないように気をつけます。

■自家用車の使用を控える

相乗り、ノーマイカーデー運動への積極的に参加・協力します。また、公共交通機関を利用するなど、自家用車の使用を控えます。

■エコドライブの実施

空ぶかし、急発進、急加速の自粛に努めます。

■徒歩や自転車の利用

短い距離の移動は、自動車を利用せず、なるべく徒歩や自転車を利用します。

■エレベーター利用はなるべく控える

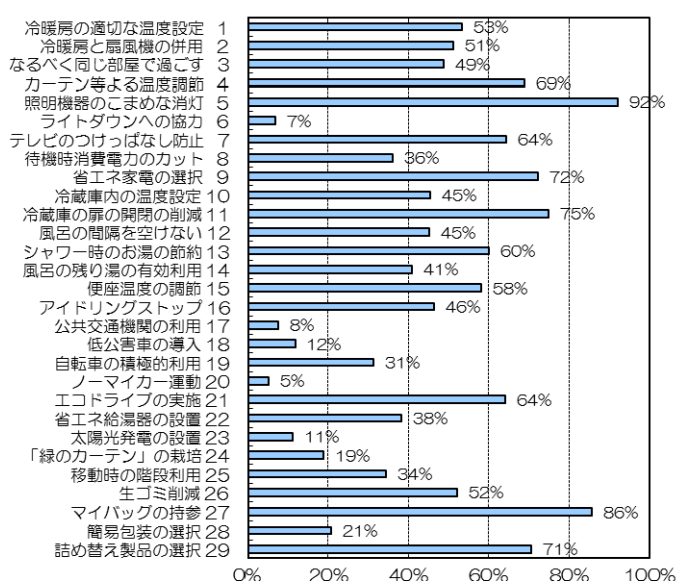
最寄りの階への移動は階段を利用し、エレベーター利用はなるべく控えます。

■買い物袋を持ち歩き、簡易包装の品物を選ぶ

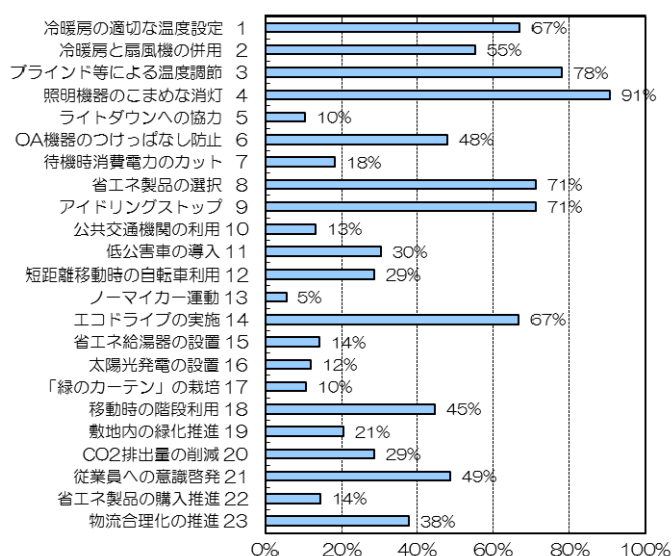
持参した買い物袋を使い、スーパーなどでもらうレジ袋を減らします。また、トレーやラップは家に帰れば、すぐごみとなるため、簡易な包装の品物を選びます。



アンケート結果からみる市民、事業者における、省エネ対策の取り組み状況は次のとおりです。協力が進んでいない取り組みもまだ多くあることから、家庭・事業所でできるところから取り組むよう、引き続き協力を呼びかけます。



【省エネ対策の推進状況（市民）】



【省エネ対策の推進状況（事業者）】

（3）新エネルギーの活用

◆新エネルギー導入の推進

化石燃料の資源量の限界と二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響から、高効率でエネルギーを利用するコージェネレーションシステムや、太陽光、風力などの自然エネルギーやバイオマス燃料などのクリーンなエネルギーの利用が推進されています。

本市では、浄水場や学校などの公共施設に太陽光発電システムを設置する取組を進めています。

今後は家庭用燃料電池システム（エネファーム）の普及など、さらなる新エネルギーの活用を図るとともに、市民、事業者へは普及・啓発と情報収集・提供を行います。



西野浄水場（太陽光発電）

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

私たちが直面する環境問題は、一人ひとりが取り組まなければならない問題です。私たちの行動は、属する社会の価値観や風習、経済のあり方と深く結びついています。このため、各主体の意識を変え、環境保全活動に主体性、責任を持って取り組めるような仕組みづくりとともに、持続可能な社会をめざしてしていく必要があります。

市民・事業者の意見

- 環境学習・環境活動に自身に取り組んでいる、あるいは取り組んでいる団体を知っている人は少数です（アンケート調査）。
- 今後の参加したいイベントとして、緑のカーテン作り方講座、ホテルの観察会・学習会、自然観察会など、身近な自然に触れ合える活動を中心に関心の高まりが見られます（アンケート調査）。

（1）環境教育・環境学習の推進

◆体験学習の推進と支援

体験学習は、単なる観念的な理解を通しての学習ではなく、体験的活動、すなわち観察、調査、実験・実習、製作、勤労、奉仕などの実際的な活動を通しての学習です。特に、自然観察会など、身近な自然に触れ合える活動への関心が高まっていることから、これらの機会を増やし、支援していきます。

■環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の支援をしている関係機関・団体と連携を図りながら、魅力のある活動の場の選定や、イベントの周知を図るなど、参加者が増えるような工夫を行い、自然フィールドを活用した水辺・海辺教室やリサイクルなどの体験学習を一層促進します。

■市民団体などの環境保全活動の支援

環境における市民団体の活動に対して、情報収集・提供の充実を図り、活動の意識・意欲の向上に努めます。

（2）環境保全の意識啓発

◆環境保全活動への理解

持続可能な社会をつくっていくためには、各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切です。一人ひとりの環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう努める必要があります。

また、地域が一体となって自然、生態系などその特徴を生かし、取組みを広げていく必要があります。

さらに、広報やホームページまたは実践活動を通じて、家庭への普及・啓発活動を積極的に進める必要があります。なお、環境保全活動の基本的な考え方は次のとおりです。



環境保全活動の基本的な考え方

■ 自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくります

一人ひとりが自発的に環境保全に取り組み、その取組が個人からあらゆる主体に広がっていくことが、地球温暖化問題をはじめとする取組や持続可能な社会を構築していく上では不可欠です。そのため、家庭、地域、社会など幅広い場において、その取組を支える環境をつくります。

■ 環境やいのちを大切に、具体的行動をとる人材をつくります

環境教育では、私たちの生活と環境について学び環境に関する認識を深め、環境やいのちを大切にする心を育て、取組に主体的に参画できるようになることが重要です。

そのため、体験による関心を持ち、理解を深め、参加し問題解決する能力を向上させることを通じ、具体的行動につなげていく視点を重視します。

■ 自発性の尊重、連携、公平性に配慮します

環境保全活動を支援したり、環境教育を進めていく上で、自発性の尊重、連携、透明性・公正性の確保に配慮します。

(3) 人材育成と確保

◆パートナーシップの基礎づくり

パートナーシップ（協働）とは、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）など立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら連携・協力し合うことです。

個人の力では解決できない問題に対しては、協働による取組が必要です。このため、支援・協力体制を整備し、自主的な活動ができる体制を推進します。

◆リーダーの養成・登録

地域において、環境教育・学習を円滑に実施するため、環境保全活動の体験や研修を通じてリーダー（指導者）を育てます。

目標とするリーダー

- 自然観察会が実践できるリーダー
- 里地や里山で活動ができるリーダー
- 水辺観察・川遊びが指導できるリーダー
- 3Rが普及できるリーダー
- 省エネ活動が推進できるリーダー など



◆重点プロジェクトの実施

本市では、本計画の中で提言した重点プロジェクトの実施や、地域で行われている環境保全活動についての情報交換などを行い、地域での環境意識の向上を図るため、みはらし環境塾の参加者を中心として、平成20(2008)年10月29日に「みはらし環境会議」を設立しました。

重点プロジェクトの企画・実践のため、三原市を5つの地域に分けて、各地域実践組織を立ち上げ、さまざま活動に取り組んでいます。

重点プロジェクト

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ■かんきょう会議浮城
(三原地域A) | 美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト |
| ■水辺環境みなおし隊
(三原地域B) | 沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト |
| ■本郷緑と水を守る会
(本郷地域) | 人と自然が共生する町づくりプロジェクト |
| ■くい環境会議
(久井地域) | 四季折々の自然を楽しむ郷づくりプロジェクト |
| ■大和エコライフを広める会
(大和地域) | もったいないライフのまちづくりプロジェクト |

みどり : 山林, 農用緑地, 動植物, 公園緑地など

水 辺 : 河川, 海岸, 親水空間(公園), 各種水域など

エコライフ : 省・新エネルギー, ごみ減量など生活や居住内に関する事など



(エコライフ)



(みどり)



(水辺)

■ねらい

地域の資源を活かした取組を通じて「美しいみどり」への関心を高める

■期待される効果

◇ 日常的にみどりとふれあう市民が増加

■環境像

○ 地域性を活かした「緑」の取組をしている

■具体的な取組とスケジュール

主体	取組の内容	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
市民 (個人)	①家庭で鉢や庭の空地に緑を育てる					
	②地元の野菜を選んで買う					
	③里山の整備、維持活動に参加する					
地域 ぐるみ	①遊休地を活用する（花・野菜などを植える）					
	②里山に親しむ、整備・維持活動の場を増やす					
	③環境教育・環境学習を推進する					
行政	①休耕地・荒廃農地等の情報を提供し、市民農園、学校林の活用を推進する					
	②行事に関わる人材派遣、里山整備に必要な情報を提供する					

: 協議または実践開始年度

 : 実践期間

【参考・イメージ写真】



登山道が整備された医王山城跡



休耕地を活用したコミュニティガーデン

沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト

■ねらい

沼田川の魅力を活かした環境学習のプログラムや教材を開発する

■期待される効果

- ◇ 環境学習に使用するツールが完成
- ◇ 沼田川に興味を持つ市民が増加
- ◇ 沼田川の魅力を伝えることができるリーダーの確保

■環境像

○ 川に入って安心して遊べ、市民に親しまれている

■具体的な取組とスケジュール

主体	取組の内容	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
市民 (個人)	①沼田川流域で行われるイベントなどに参加する					
	②沼田川沿いに花壇を設ける					
地域 ぐるみ	①沼田川流域の川に親しむためのマップをつくる(生物、遊び)					
	②川遊びの達人養成講座を開催する					
	③沼田川流域を「まるごと環境館」にする					
行政	①駐車場の整備を促進する					
	②各取組のPR・支援を行う (写生大会、写真コンテストを含む)					

: 協議または実践開始年度

 : 実践期間

【参考・イメージ写真】



川沿いに設けられた花壇と遊歩道



海辺の生物を観察する子どもたち

人と自然が共生する町づくりプロジェクト

■ねらい

沼田川を中心とした豊かな緑と水を次世代へつなぐ

■期待される効果

- ◇ 環境保護に対する市民の関心が高揚
- ◇ 自然の中の憩とふれあいの場になる
- ◇ 郷土を慈しむ住民意識の広がり

■環境像

- 身近に親しめる水辺がある
- 花と緑があふれているまち
- ごみのないきれいなまち

■具体的な取組とスケジュール

主体	取組の内容	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
市 民 (個人)	①花いっぱい運動を実施する					
	②希少生物の保護支援と生息調査を実施する					
地 域 ぐるみ	①中土手の草刈・清掃、ごみ投棄防止呼びかけを実施する					
	②中土手の利用状況・ニーズを調査し、利用向上を図る					
	③水辺の催しを実施する					
	④生活排水の水質浄化意識高揚のための啓発活動を実施する					
	⑤沼田川支流の水質マップ作りによる啓発活動を実施する					
	⑥山の日県民の集いへ参加し、新高山自然観察登山を実施する					
行 政	①3R 意識の高揚、散乱ごみの追放に向けた啓発につとめる					

: 協議または実践開始年度

 : 実践期間

【参考・イメージ写真】



ふる里の山と川

■ねらい

久井の豊かな自然を守り、その自然と共に生きる喜びと自身を創出する

■期待される効果

- ◇ 次世代を担う子ども達が自然や地球環境に対して興味関心を深める
- ◇ 住民が地域の自然などについての再発見をする
- ◇ 里山の自然が住民の働きかけによって維持される

■環境像

- 川や池が汚れておらずホタルをはじめとする様々な生き物が棲んでいる
- 四季の移ろいに住民が関心を持ち、楽しんでいる

■具体的な取組とスケジュール

主体	取組の内容	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
市民 (個人)	①川にごみを捨てない、川を汚さないようにする					
	②四季折々の花や山野草に関心を持つ					
	③節電・薪ストーブなどを使い環境にやさしい生活を実践する					
地域 ぐるみ	①久井の玄関口周辺の雑木・雑草を除去する					
	②四季折々の行事をして自然や季節を楽しむ					
	③久井の自然環境マップを作成する（野鳥・岩海など）					
行政	①各地域の活動に対して情報提供を積極的に行う					
	②みはらし環境会議の HP を使い積極的に発信する					

: 協議または実践開始年度

 : 実践期間

【参考・イメージ写真】



久井の玄関口の美しい水辺空間



かんきょうマップ くい高原の野鳥

■ねらい

地球温暖化防止活動を通じてライフスタイルの改善につなげる

■期待される効果

- ◇ 各家庭の二酸化炭素排出量の削減
- ◇ 家庭からの排水浄化による河川の水質の改善
- ◇ 3R（スリーアール）が普及できる人材の確保

■環境像

- ホタルが舞い、川に魚がたくさん棲んでいる
- 使えるものはリサイクル、リフォームできている
- まちぐるみで節電ができている

■具体的な 取組とスケジュール

主体	取組の内容	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
市 民 (個人)	①無駄な待機電力の消費を抑える					
	②エコクッキングの拡大を図る					
	③ごみの分別を徹底する					
地 域 ぐるみ	①地域内で行われる水辺教室に積極的に参加する					
	②地域ぐるみでホタルの保護増殖に取り組む					
	③合併処理浄化槽の普及に努める					
	④自然観察会を場所を変えながら実施する					
行 政	①「もったいない」につながる研修会・学習会を開催する					
	②各取組のPRを行う					

: 協議または実践開始年度

 : 実践期間

【参考・イメージ写真】



緑のカーテンで暑さ対策



手作りの雨水タンクで省エネ活動